

## 公共事業再評価委員会 町長に意見書を提出

周防大島町公共事業再評価委員会（村田秀一委員長、山口大学副学長）は、9月1日、審議を行ってきた事業についての意見書を町長に提出しました。（写真）

今回審議されたのは、補助林道事業文珠屋代線で、現地視察を含む2回の審議の結果、建設コスト削減の課題解決のため事業を休止することが妥当との意見がまとまりました。町では、休止期間中に解決策を検討し、再度委員会に事業の見直しを諮ることとしています。

9月24日尼崎市において、「第2回近畿東和会」（尾野郁朗会長・内入出身）が開催されました。16年続いた東和町人会から、昨年東和会に名称が変更されました。大島から中本町長、町議会議員や近畿在住の橘、久賀、大島の各町人会関係者なども参加。多くの東和出身者が集い親睦を深めました。



近畿在住の東和出身者が集う

## 新しい周防大島町民生委員 児童委員さんが決まりました

下記の方が新しく民生委員児童委員になりました。

（敬称略）

- ◆大島地区【住所（担当地区）】  
西村俊幸【明神（川窪・中開地・天神東・明神・追通）】
- ◆久賀地区【住所（担当地区）】  
濱村幸一【洲崎（洲崎・港町・戎町）】
- ◆橘地区【住所（担当地区）】  
松岡彩子【三ツ松西（三ツ松西）】

（任期：平成19年11月末まで）



## めざせ！ かしこい消費者

### 電話勧誘による販売

相談は 山口県消費生活センター  
☎083(924)0999

#### 【相談】

職場に電話で資格取得講座の受講をしつこく勧められた。勤務中であり、周囲の目も気になったのでつい「いいです」と答えたところ、今日になって教材と契約書を送ってきた。すぐに断りの電話をしたが、事業者から「契約は成立している。裁判しても争う。」と強く言われた。どのように対応したらよいか。

#### 【処理】

電話勧誘による販売で、契約書面を受けとってから8日以内であったため、クーリング・オフ通知を出し、

教材は着払いで事業者へ送り返すよう助言した。

#### 【ワンポイント講座】

「受講すれば公的資格や民間資格が取れる」などと、電話でしつこく勧誘をして、教材や講座を契約させる商法を資格商法といいます。「あいまいな返事」をしたため、トラブルに巻き込まれる事例が多いため、必要でなければきっぱり断ることが大切です。また、過去に受講した人に「講座の除籍料が必要」などと言って、新たな契約を勧誘する二次被害にも注意が必要です。

なお、クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、契約内容によっては解約ができることもあります。トラブルにあった時はできるだけ早く、県消費生活センターや各市町消費者相談窓口（商工観光課）に相談しましょう。

一人で悩まず、  
まず相談！

